



福岡医発第 3523 号 (地)

令和 5 年 3 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する
特別措置法に基づく給付金制度の周知・広報のための
リーフレット等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、厚生労働省健康局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室より日本医師会を通じて、別添のとおり、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金制度の更なる周知を目的として作成したリーフレット・ポスターの周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

記

【厚生労働省ホームページ「B型肝炎訴訟について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/b-kanen/index.html

○ポスター掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000050842.pdf>

○リーフレット掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000190097.pdf>

以上

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第 2213 号(健Ⅱ)
令和 5 年 2 月 24 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく
給付金制度の周知・広報のためのリーフレット等の送付等について

今般、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金制度の更なる周知を目的とし
たリーフレット・ポスターが厚生労働省により作成され、本会に対し、日
医会員による本給付金制度の周知について、別添の協力方依頼がまいりま
した。

つきましては、貴会宛リーフレット等を各 100 部お送りいたしますので、
ご活用いただきますとともに、管下郡市区医師会等に対する周知方につき
まして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ 「B型肝炎訴訟について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

○ポスター掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000050842.pdf>

○リーフレット掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000190097.pdf>

各医師会通知



公益社団法人日本医師会
感染症危機管理室長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
B型肝炎訴訟対策室

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく
給付金制度の周知・広報のためのリーフレット等の送付等について

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（平成23年法律第126号）に基づく給付金制度の周知・広報については、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

本給付金については、救済対象者を最大45万人と見込んでいるところ、平成23年6月に国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が基本合意を締結して以降、令和4年3月末までにおける提訴者数は約10万人であり、まだ数多くの未提訴の方がいると考えられます。厚生労働省としては、できるだけ多くの対象者が救済されるよう、本給付金について、引き続き広く国民に周知を図っていくとともに、肝疾患治療の現場においてもB型肝炎患者・感染者に対する周知が一層進むよう取り組んでいるところです。

そのため、今年度においても、本給付金制度の更なる周知を目的として、ポスター・リーフレットを配布することといたしました。

つきましては、貴会会員の皆様へポスター・リーフレットをご送付いただくとともに、下記のとおり、会員の皆様に対し、ポスター・リーフレットを活用した本給付金制度の周知にご協力いただけるよう、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 ポスターについては、院内にご掲示いただくとともに、B型肝炎患者・感染者が医療機関を受診する際には、必要に応じて、医師等医療スタッフが、リーフレットを配付いただくなど、本給付金制度の案内を行っていただくようご協力をお願いいたします。

なお、本給付金制度の存在を知らずに提訴していない者の中には、提訴の手続きや提訴に必要な書類が理解できていない場合や、利用を躊躇する場合があると伺っております。そのような場合に、直接医師等医療スタッフが、リーフレットの配布を行っていただくことは、B型肝炎患者・感染者が本給付金制度を利用する契機となりますので、周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、ポスター・リーフレットは、厚生労働省ホームページ（「B型肝炎訴訟について」）に電子媒体を掲示していますので、印刷の上、ご活用いただくことも可能です。

【厚生労働省ホームページ 「B型肝炎訴訟について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

○ポスター掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000050842.pdf>

○リーフレット掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000190097.pdf>

- 2 なお、B型肝炎訴訟を扱う者（すでに本給付金制度を利用した患者・感染者や、B型肝炎訴訟を扱う弁護士等をいう。）から、本給付金制度の説明会開催や電話相談の実施、本給付金制度を含む肝炎患者等に対する各種支援制度を案内するリーフレットの配布等の周知活動への協力の依頼があった場合には、本給付金制度及び各種支援制度の周知のため、リーフレット等を必要に応じてご活用頂く等のご配慮、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

B型肝炎訴訟対策室 担当者：中島

電 話：03-5253-1111（内 2101）

F A X：03-3595-2169

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、 満7歳になるまでに、 集団予防接種を受けたことがある方へ。



我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています(最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります)。以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
 - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

上記期間の集団予防接種等の
注射器連続使用で**B型肝炎ウイルスに
感染した方**には、病態区分に応じ、
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。

B型肝炎訴訟

検索



感染しているかどうかを調べるために
肝炎ウイルス検査を受けましょう。
採血だけなので短時間で終わります。

詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 電話相談窓口 [年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、
満7歳になるまでに、
集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で
B型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。



感染しているかどうかを調べるために
肝炎ウイルス検査を受けましょう。
採血だけなので短時間で終わります。

詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 電話相談窓口

[年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
 - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

主な給付金等の内容^{※1}

※1 下記の病態に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	20年を経過した方については、 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
肝硬変(軽度)	2,500万円	肝硬変(軽度)	600万円(300万円*)
慢性肝炎	1,250万円	慢性肝炎	300万円(150万円*)
無症候性キャリア ^{※2}	50万円	無症候性キャリア	50万円
		*現に患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額	
		※2 20年を経過していない方については	600万円

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索



※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。(手続を弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。) 弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。